大学研究者による事業提案制度負担金交付要綱

令和7年4月4日 7財主財第9号

(通則)

第1条 大学研究者による事業提案制度実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づく事業(以下「提案事業」という。)の実施に要する経費のうち、東京都(以下「都」という。)が負担する経費(以下「負担金」という。)の交付等については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金等交付規則の施行について(昭和37年12月11日37財主調発第20号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、提案事業の実施に要する負担金の交付等について必要な事項を定めることにより、提案事業の効率的かつ効果的な実施に寄与することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 負担金の交付を受けることができる者は、実施要綱9の規定により基本協定を締結した大学を運営する法人(以下「交付大学」という。)とする。

(負担金の交付対象経費等)

第4条 負担金の交付対象となる提案事業の内容、提案事業に要する経費の区分及び上限額は別表1及び別表2のとおりとする。

(負担割合)

第5条 交付大学に対して交付する負担金の額は、予算の範囲内において、全額を知事が負担する。

(負担金の交付申請)

- 第6条 交付大学は、負担金の交付を受けようとするときは、大学研究者による事業提案制度負担金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - (1) 基本協定書(基本協定書別記様式全体計画書を含む。)
 - (2) 当該年度における年度協定書(年度協定書別記様式1年度計画書を含む。)

(負担金の交付決定)

- 第7条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る審査 を行い、適正と認められる場合、負担金の交付を決定するものとし、申請者に対して、大 学研究者による事業提案制度負担金交付決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。
- 2 知事は、負担金の交付を決定する場合において、提案事業の目的を達成するために必要 があると認めるときは、条件を付すことができる。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第8条 知事は、この負担金の交付決定後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、提案事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 2 前項の規定による負担金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その 他負担金の交付の決定後生じた事情の変更により提案事業の全部又は一部を継続する必 要がなくなった場合に限る。
- 3 第1項の規定による負担金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は 事業に対しては、次に掲げる経費に係る負担金を交付することができる。
 - (1) 提案事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 提案事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費
- 4 前項の負担金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る提案事業についての負担金に準ずるものとする。
- 5 前条の規定は、第1項の規定により措置した場合について準用する。

(承認事項)

- 第9条 交付大学が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、書面により申請し、 知事の承認を受けるものとする。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについ ては、この限りでない。
 - (1) 提案事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - (2) 提案事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 提案事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(状況報告)

第10条 知事は、提案事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、交付大学に対し、提案事業の進捗に関して報告を求め、又は実地調査することができる。

2 知事は、前項に規定する報告等に基づき提案事業が負担金の交付決定の内容に従って いないと認めるときは、交付大学に対して必要な指示をすることができる。

(提案事業遅延等の報告)

第11条 交付大学は、提案事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は提案事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第12条 交付大学は、原則として各年度の四半期ごとに、提案事業のうち交付大学の責任で行う事業の進捗状況を知事の指示する期限までに知事に対して報告しなければならない
- 2 交付大学は、提案事業が完了したとき、又は負担金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、知事の指定する期間までに大学研究者による事業提案制度 年度提案事業完了報告書(様式第3号。以下「完了報告書」という。)に収支決算書(様式第4号)その他関係書類を添えて提出し、承認を得なければならない。ただし、知事が認めた場合は、交付大学は、自身の会計報告書類等として使用され、かつ、提案事業の決算報告に必要な項目が記載されている書類を、様式第4号に代えて提出に用いることができる。

(負担金の額の確定等)

第13条 知事は、前条に規定する完了報告書等の提出があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、提案事業の成果が負担金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき負担金の額を確定し、その額を大学研究者による事業提案制度負担額交付確定通知書(様式第5号)により、交付大学に通知するものとする。

(負担金の支払方法)

- 第14条 負担金の支払は、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号。以下「会計規則」という。)第83条第1項第4号により概算払とし、交付大学からの請求に基づいて支払うものとする。
- 2 交付大学は、前項の規定により負担金の支払を受けようとするときは、請求書に年度計画書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 交付大学は、当該概算払に基づく精算を会計規則第83条第2項の規定により速やかに 行い、負担金精算書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。
- 4 概算払は、原則として四半期ごとに行うものとする。ただし、知事と交付大学の協議の 上、変更することができる。

(是正のための措置)

- 第 15 条 知事は、第 13 条に規定する調査等の結果、提案事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付大学に対し、当該提案事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。
- 2 第 12 条の規定は、前項の命令により交付大学が必要な処置をした場合について準用する。

(交付決定の取消)

- 第16条 知事は、交付大学が次の各号のいずれかに該当した場合は、負担金の交付の決定 の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により、負担金の交付を受けたとき
 - (2) 負担金を提案事業以外の用途に使用したとき
 - (3) 交付決定を受けた大学の代表者、役員又は職員が、暴力団員等に該当するに至ったとき
 - (4) 負担金の交付決定の内容又はこれに付した条件、実施要綱、この要綱、大学研究者による事業提案制度募集要項、基本協定書及び年度協定書その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき
- 2 前項の規定は、第13条の規定により交付すべき負担金の額の確定があった後において も適用があるものとする。
- 3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(負担金の返還)

- 第17条 知事は、第8条又は前条の規定により負担金の交付決定を取り消した場合において、提案事業の当該取消し等に係る部分に関し、既に負担金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、交付大学に交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超え る負担金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 交付大学は、前項の規定により、負担金の返還を命じられたときは、その返還金を都に 納付しなければならない。

(違約金及び延滞金)

- 第18条 交付大学は、前2条の規定により交付決定の全部又は一部の取消を受け、負担金の返還を命じられたときは、返還金の100分の10に相当する額を違約金として都に納付しなければならない。
- 2 交付大学は、前条の規定により負担金の返還を命じられた場合において、返還金及び違 約金を返還期限までに納付しなかったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数

に応じ、その未納付額につき、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。)で計算した延滞金(100円未満の端数があるときはその額を切り捨てる。)を納付しなければならない。

(延滞金の計算)

第 19 条 知事が前条第 2 項の規定により交付大学に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた返還金及び違約金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

第20条 交付大学が提案事業により取得し、又は効用が増加した財産を、この負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ書面により知事の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過したものは、この限りでない。

(提案事業の経理)

第21条 交付大学は、負担金に係る経理について提案事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を提案事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月4日から施行する。
- 2 本要綱は、令和8年度に新たに基本協定を締結する事業(令和7年度採択事業)から 適用する。

別表1 負担金の交付対象となる提案事業の内容及び上限額

区分	内容及び上限額
研究調査	(内容) 大学が実施する連携事業の実施に必要となる応用研究、実証研究、フィールド調査等 (上限額) 単年度当たり3千万円 ※最大1年間
連携調整	(内容) 連携事業の実施期間における、大学が都との連携調整のために必要となる 体制等 (上限額) 単年度当たり3千万円 ※最大2年間
連携事業	(内容) 研究成果や研究課題等を活かし、都が大学と連携して実施する行政課題の解決のための事業 (上限額) 単年度当たり2億円 ※最大2年間

別表 2 研究調査及び連携調整に係る負担金の交付対象となる経費区分

経費区分	対象経費
直接経費	・提案事業の実施のために雇用する人件費(特任教員や大学院生等の雇用を含む。) ・外部講師謝金 ・旅費交通費 ・印刷製本費 ・会議室等使用料 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・備品費(単価が10万円未満のもの) ・委託費 ・その他事業に直接要する経費のうち都が必要と認めるもの ※次の経費は直接経費に含めることはできない。 ・建物等の施設に関する経費(直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付け等のための経費を除く。) ・事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費 ・研究代表者の人件費・謝金 ・その他、間接経費を使用することが適切なもの
間接経費	・人件費(研究代表者の人件費も含む。) ・研究の実施や事業の進捗管理 に係る大学側の一般管理費 ・特許の取得経費等 ※直接経費の 20%を上限とする。